

# 平成30年 第1回斜里町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月7日（水曜日）

## ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長諸般報告について
- 日程第4 町政報告について
- 日程第5 議案第1号 公の施設（知床自然センター他）に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第2号 斜里町の休日等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 斜里町情報公開条例及び斜里町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 斜里町国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 斜里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 斜里町商工業振興条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 斜里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 斜里町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

## ◎出席議員（13名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 佐々木 健 佑 議員  | 2番 若 木 雅 美 議員  |
| 3番 大 瀬 昇 議員    | 4番 宮 内 知 英 議員  |
| 5番 櫻 井 あけみ 議員  | 6番 久 保 耕一郎 議員  |
| 7番 久 野 聖 一 議員  | 9番 桂 田 鉄 三 議員  |
| 10番 海 道 徹 議員   | 11番 今 井 千 春 議員 |
| 12番 須 田 修一郎 議員 | 13番 金 盛 典 夫 議員 |
| 14番 木 村 耕一郎 議員 |                |

◎欠席議員（1名）

8番 小笠原 宏 美 議員

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
阿 部 義 則	副 町 長
村 田 良 介	教 育 長
小 林 鋼 一	代 表 監 査 委 員
島 田 秀 一	農 業 委 員 会 会 長
北 雅 裕	総 務 部 長
渡 辺 実	民 生 部 長
塚 田 勝 昭	産 業 部 長
芝 尾 賢 司	国 保 病 院 事 務 部 長
岡 田 秀 明	教 育 部 長
百 々 典 男	会 計 管 理 者
伊 藤 智 哉	企 画 総 務 課 長
鹿 野 能 準	財 政 課 長
島 津 勝 景	税 務 課 長
高 橋 正 志	ウ ト ロ 支 所 長
茂 木 公 司	環 境 課 長
大 野 信 也	住 民 生 活 課 長
高 橋 佳 宏	保 健 福 祉 課 長
鹿 野 美 生 子	こ ど も 支 援 課 長
高 橋 誠 司	農 務 課 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長
平 田 和 司	水 産 林 務 課 長
河 井 謙	商 工 観 光 課 長
荒 木 敏 則	建 設 課 長
榎 本 竜 二	水 道 課 長
馬 場 龍 哉	生 涯 学 習 課 長
山 中 正 実	博 物 館 長
菊 池 勲	公 民 館 長
南 出 康 弘	図 書 館 長
村 上 和 志	選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長、監 査 委 員 書 記

◎議会事務局職員

阿	部	公	男	事務局長
竹	川	彰	哲	議事係
鶴	卷	美	奈	書記

午前10時00分開会

◇ 開会 ◇

●木村議長 それでは、第1回斜里町議会定例会が招集されましたところ、応招をいただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

●木村議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。

●阿部事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。

一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。

一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。

一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。

一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

◇ 開議宣告 ◇

●木村議長 ただ今から、平成30年第1回斜里町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

午前10時03分開議

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●木村議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により久保議員、久野議員を指名いたします。

◇ 会期の決定 ◇

●木村議長 日程第2、会期の決定について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会、久保委員長。

●久保議会運営委員会委員長 今、定例会の運営につきまして、3月2日、議会運営委員会を開き、協議をいたしました。はじめに、新年度予算に関連しないものとして、議案が1件、条例案9件のほか、補正予算案も8件が提出されております。また、新年度予算関連では、町政執行方針および教育行政執行方針を受けまして、一般質問が予定され、議案では、新年度予算に関する議案が2件、条例案4件、予算案が8件となっており、この他、全員協議会が予定されております。これらを勘案した結果、今、定例会の会期を、本日、3月7日から3月19日までの13日間と決定いたしましたので、ご報告いたします。

●木村議長 お諮りいたします。ただ今、議会運営委員会久保委員長から報告のとおり、今、定例会の会期を、本日3月7日から3月19日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって、今、定例会の会期は本日3月7日から3月19日までの13日間と決定いたしました。

午前10時04分

◇ 議長諸般報告 ◇

●木村議長 日程第3、議長諸般報告をいたします。12月定例会以降の主な事項について、ご報告申し上げます。

12月21日、平成29年第2回退職手当組合運営委員会が札幌市で開催され、これに出席いたしました。

12月24日、ウナベツスキー場安全祈願祭が開催され、これに出席し、挨拶を述べてまいりました。

1月6日、出初め式が開催され、議員各位と共に、これに出席し、後の懇親会において私がお祝いを述べてまいりました。

同日、青年会議所新年交礼会が開催され、議員各位と共に、これに出席し、お祝いを述べてまいりました。

1月7日、平成30年斜里町成人式が開催され、議員各位と共に、これに出席し、励ましの言葉を述べてまいりました。

1月11日、商工会役員新年交礼会が開催され、金盛副議長、宮内産業厚生常任委員長と共に、これに出席し、お祝いを述べてまいりました。

1月13日、知床斜里町観光協会新年会がウトロで開催され、議員各位と共に、これに出席し、お祝いを述べてまいりました。

1月24日、平成30年第1回退職手当組合議会定例会が札幌市で開催され、これに出席いたしました。

1月26日、新春合同旗開きが開催され、これに私が出席し、お祝いを述べてまいりました。

1月30日、知床流水フェス・オープニング式が行われ、これに出席いたしました。

1月31日、斜里高等学校学習成果発表会が行われ、これに私が出席いたしました。

2月8日から9日、オホーツク町村議会議長会定期総会が遠軽町生田原で開催され、これに出席いたしました。この総会では、平成30年度管内議長会の事業計画、予算案などが審議され、それぞれ決定いたしました。

2月16日、第38回北見斜里会が北見市で開催され、これに出席し、お祝いを述べてまいりました。

2月23日、道東自衛隊家族会斜里地区会定期総会が開催され、これに須田総務文教常任委員長が出席し、お祝いを述べてまいりました。

2月24日、知床100平方メートル運動推進本部北海道支部設立総会及び関連行事が札幌市で行われ、これに金盛副議長と共に出席し、お祝いを述べてまいりました。

次に、議会への報告関係ですが、工事等入札執行結果、第5期斜里町障がい者計画・斜里町障がい福祉計画、第1期斜里町障がい児福祉計画、新斜里町国民健康保険病院改革プランが提出されておりますので、お手元に配布しております。

なお、例月出納検査結果報告書につきましては、今、定例会中に提出される予定であります。

本日の欠席議員は、小笠原議員より届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時09分

#### ◇ 町政報告 ◇

●木村議長 日程第4、町政報告は町長から。馬場町長。

●馬場町長 はじめに、観光客の入込みおよび冬季観光の状況についてご報告します。

お手元に配布している資料1のとおり、昨年4月から1月末までの総入込数は、約10万800人で、前年度比1.8%、約1万8900人の増加となり、宿泊者数は、約39万3300人で、前年度比1.2%、約4600人の増加となっています。

今年度の増加要因は、景気動向やテレビ、雑誌などへの露出、連泊傾向の高まり、外国人観光客の増加などを背景に、団体観光客の減少分が個人型観光客の増加分で補われた結果と判断しています。また、本年は流氷観光が順調ですので、2月、3月の入込みにも大いに期待しているところです。

次に、今年度2年目の開催、ウトロの国設知床野営場で行われた、知床流氷フェス2018ですが、1月30日から2月28日までの30日間の開催期間中、悪天候により1日中止となったものの、大きな事故やトラブルもなく、無事終了しました。その結果、有料入場者は8643名となり、昨年を1246名、16.8%上回ることができました。

流氷フェスは、冬の森や、氷の造形、たき火、キャンプといったアウトドアをコンセプトとした個人・体験・参加型イベントとして企画されていますが、2年目として認知度も高まりつつあり、来場者や旅行エージェントからの反応もよく、概ね好意的に評価されたものと理解しています。まだまだ改善すべき点もあると聞いておりますが、来年度に向け、冬期観光振興の一翼を担えるよう、次年度の展開に期待しているところです。

次に、平成26年度からガイド車両によるアクセスが認められた、厳冬期の知床五湖エコツアーですが、今年度は、1月22日から3月22日までの60日間の日程で実施することとし、2月26日現在1936人、前年比で8.3%増と、順調に推移しているところです。

現在の車両アクセス方式で4年目となり認知度が高まっているほか、体験を求める外国

人旅行者の参加が多いこと、暴風雪による催行中止が少ないこと、予約システムが整備され予約しやすくなったことなどが好調の要因と考えています。

また、今年度から、試験除雪から自主除雪に切り替わり、参加者からの協力金により除雪費用を負担していますが、参加者からの評価や満足度も非常に高いことから、流氷ウォークと並ぶ代表的な冬期体験プログラムに育てていきたいと考えているところです。

次に、ウナベツスキー場の利用状況ですが、今シーズンは雪不足のため、予定から23日遅れの1月26日ようやく2コースがオープンし、全コースが使えるようになったのは1月29日となり、利用が比較的集中する小中学校の冬休み期間中の集客は不調に終わりました。その後の天候は比較的安定していたものの、2月26日現在、輸送人員3万3100人と、前年比で24.9%減と非常に低調に推移しています。

このような状況から、ウナベツスキー場の運営経費の不足分について、例年より増額となりますが、今、議会において補正予算を計上させていただいておりますので、議員各位のご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、流氷ノロッコ号の後継列車として昨年度から運行を開始した、流氷物語号についてですが、流氷や知床連山といった釧網本線からの車窓をイメージしたラッピングを普通気動車に施した車両を使用して、2月3日から3月4日までの30日間、網走駅と知床斜里駅の間を一日2往復、臨時列車として運行され、初日の2月3日に網走駅で開催された出発式には私も観光協会長らとともに出席し、運行のお祝いと安全祈願をしたところです。ノロッコ号のような観光列車ではないものの、今年は流氷の接岸期間も長く、外国人を中心に個人旅行者の利用が多かったと聞いています。次年度に向けては、定着しつつある流氷物語号を引き続きJR北海道や沿線自治体と連携してPRすると共に、車窓から流氷を眺められる全国唯一の路線として、釧網本線の魅力の発信や通年の活性化に引き続き努めてまいることを申し上げ、観光客の入込状況および冬季観光の実施状況についてのご報告とします。

次に、100平方メートル運動推進北海道支部の設立総会・記念講演会の開催結果についてご報告いたします。

去る2月24日、札幌市の北海道大学総合博物館において、100平方メートル運動推進北海道支部の設立総会と記念講演会が行なわれました。

冒頭の記念講演会は、元町長で名誉町民の午来昌さんに講師をお願いし、98名の参加のもと、しれとこの夢をつなぐ～100平方メートル運動から世界遺産そして未来へ、をテーマに、講演をいただきました。

午来さんからは、運動の立ち上げや国有林伐採問題等を振り返り、何を行うにしても人の支えや応援、つながりがなければ、100平方メートル運動はもちろん、世界自然遺産登録までやってはこれなかった。自然が大事なものは、人間が生きていくうえで、いちばん大事な原風景であり、原点であることから、この知床のエリアを次の時代の宝物として残

すことができれば、素晴らしいことだと思う。とのお話しがなされました。

記念講演会の終了後、63名の出席者のもと、同じ会場で引き続き、設立準備会主催による設立総会が行なわれ、来賓としてお越しくございました、環境省の徳丸北海道地方環境事務所長と、北海道の東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長からご挨拶を頂だし、私も推進本部の会長という立場でご挨拶をさせていただきました。

その後、スライドによる、これまでの運動の歩みと森づくりの現状報告と、支部設立の経緯と趣意書の読み上げにより、支部設立を確認したのち、会則、活動計画、予算のほか、設立準備会の小川巖さんを代表とする役員16名の選任案が承認されました。

当日はご来賓のほか、小田関西支部世話人代表ご夫妻や横澤札幌ふるさと斜里会会長、町議会からは木村議長、金盛副議長のご臨席を賜り、また、高橋北海道議会議員、税所関東支部長から祝電、メッセージを頂だいするとともに、その他にもご参加の皆さまから心温まる応援の言葉をいただきましたことに感謝を申し上げます。

昭和54年の関東支部と翌55年の関西支部の発足から38年経ちましたが、地元北海道に新たな第3の支部を立ち上げていただいたことへの感謝と、運動開始から丸40年を迎えた100平方メートル運動を、推進本部とともに三つの支部の皆さまによって、運動の更なる発展に向けた、これまで以上のご理解とご支援をお願いし、100平方メートル運動推進北海道支部の設立総会・記念講演会の開催結果についてのご報告といたします。

次に、知床自然センター大型映像制作プロポーザルの結果についてご報告いたします。

去る1月31日、知床自然センター映像ホールにおいて、大型映像制作プロポーザルのプレゼンテーション選考審査を行ないました。

提案事業者は、東京と札幌から計10社の応募があり、1社あたり提案20分、質疑応答10分のプレゼンテーションを受け、最優秀提案者は、札幌市の株式会社道新サービスセンターに決定したところです。

提案事業者には、大型映像作品のテーマとして、一つ目は知床を訪れる来訪者に多様な知床の自然の素顔について、容易に触れることが難しい真の姿にまで踏み込むことや、二つ目として開拓や自然保護の歴史、地域の営みや産業、知床ならではのアクティビティといった、今まで取り上げられることの少なかった人と自然との関わりなど、新たな知床を発信する観点から提案を受けることとしました。

最優秀提案者となった、株式会社道新サービスセンターは、撮影者を連れ、当日朝に撮影した知床の朝の海の映像を使ったプレゼンテーションに始まり、一部知床ロケも行った映画、生きとし生けるもの本編を再編集し、新映像制作までの期間中、知床自然センターでの上映提供すること、さらに制作する映像ではナレーションを極力廃し、映像そのもので観る者に、感じ・考える余地を与える演出手法などが提案されました。

また、北海道新聞をはじめとする自社メディアを通じた効果的な情報発信、SNS拡散などによるプロモーションを提案するとともに、撮影者が自ら、自然を冒すことなく畏敬



の念を持って接することの大切さを説き、知床の自然への理解と配慮を示し、映像制作に付随する提案内容は、いずれも求める水準を満たしていました。

契約につきましては、提案書と仕様書との擦り合わせ作業を終え、3月2日付をもって最優秀提案者と契約締結済みであることを申し上げ、知床自然センター大型映像制作プロポーザルの結果についてのご報告といたします。

次に、ご当地ナンバープレート導入への取り組み状況についてご報告いたします。

既にご報告のとおり、ご当地ナンバープレート導入への取り組みにつきましては、ご承知のとおり羅臼町、斜里町のほか、根室市、標津町、中標津町、別海町、網走市の2市5町により、昨年8月に知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会を設立し、その後、小清水町と清里町を加え、2市7町にて導入検討を進めてきたところです。

しかし、昨年12月根室市が、そして今年1月には網走市が協議会を離脱したため、2月16日に中標津町で開催した検討協議会総会において、知床半島周辺7町で導入することについて再確認したところです。

今後につきましては、平成32年度からの導入をめざし、3月中に国へ申請を行い、今年の夏頃を目途に国から許可を受ける予定となっています。

今回の取り組みについては、道内初めてのご当地ナンバー導入をめざすことはもちろんのこと、二つの振興局にまたがる町同士が連携し、一つの目標に向かっていくことに大きな意味があります。今後、ご当地ナンバー導入が円滑に進み、両地域の活性化と観光振興につながることに期待していることを申し上げ、ご当地ナンバープレート導入への取り組み状況についてのご報告とさせていただきます。

次に、女満別空港ビル株式会社の株式譲渡についてご報告いたします。

女満別空港ビル株式会社は、昭和60年の新空港の整備に伴い、ターミナルビルの建設と運営にあたるために設立された会社であり、斜里町も昭和58年の会社設立の際に20株、額面で100万円を出資してきたところです。

この株式について、昨年11月、現在進められています道内7空港の一括民営化に向けて、女満別空港株式会社および道の担当者から協議を受けたところです。具体的には、平成32年度を目途として全ての株式を北海道から民間事業者に一括して売却するため、今年度内に北海道との間で株式譲渡予約契約を締結したいという内容でした。

空港の民営化については、今後の女満別空港の発展においても大きなチャンスであり、推進する立場からこの申し出に対して了解をし、2月9日付で予約契約を締結したところです。

なお、一括民営化に関する基本的事項が国土交通省より公表され、空港運営事業の開始時期につきましては、平成32年6月頃に新千歳空港、同年10月頃に旭川空港、平成33年3月頃に女満別空港を含む5空港が段階的に開始することになったところであり、知床の空の玄関口である女満別空港が民営化という新しいスタートの準備を進めていること

をお伝えし、女満別空港ビル株式会社の株式譲渡についてのご報告といたします。

次に、J R 北海道問題への対応についてご報告いたします。

1 2月の町政報告以降の経過であります。この間、北海道においては、道内の総合的な交通ネットワークの実現に向けて、北海道交通政策総合指針の策定を進めており、この指針に盛り込むべき鉄道網のあり方を示すため、有識者らによる鉄道ネットワーク・ワーキングチーム・フォローアップ会議が集中的に開催されました。また、1月26日には山谷副知事が来町され、会議の進捗状況や指針の説明があったところです。

その後、ワーキングチームの最終報告が出され、内容は、J R 北海道が単独では維持困難とする13線区を優先度の順に3グループに分け、最も高く位置づけたのは宗谷線と石北線であり、釧網線については、残念ながら路線の維持に最大限努めていくと2番目のグループに位置付けられたところです。

今後、国、北海道、J R 北海道の三者協議が正念場を迎える中、地域においても可能な限りの協力、支援を行うことが必要であり、釧網本線部会では、今月末に釧路側との合同部会設置に向けた協議を行うなど、精力的に取り組む予定としているところです。

このようなことから、北海道での観光列車の可能性を探るため、道の調査事業として、1月27日と28日の2日間、釧網本線の観光列車モニターツアーが運行され、斜里町としても知床斜里駅到着時に、でんぷん団子とにんじんジュースなどの提供を行い、歓迎したところです。

いずれにしましても、J R 釧網線の存続に向けては、これからも釧網本線部会を中心に進めることとなりますので、木村議長をはじめ議員の皆さま、更には関係団体のご協力も仰ぎながら、しっかりと対応してまいることを申し上げ、J R 北海道問題への対応についてのご報告といたします。

次に、網走斜里線のバス路線運行の見直しについてご報告いたします。

現在、市町村間を結ぶバス路線は、バス会社が単独で維持することが困難である場合に、国や北海道の補助制度を活用しながら運行しており、バス路線を抱える多数の沿線市町村では運賃収入分の助成を行っています。

斜里町では網走バス運行の斜里と網走間を結ぶ斜里線に対し、昭和62年度から継続して助成を行ってきましたが、今年度、各バス会社に対して実施された会計検査に基づく検査報告が平成29年11月に公表され、乗車実態の伴わない助成は改善の必要があるという趣旨の指摘がされたところです。その結果、平成29年10月1日以降の運行分に係る国および道からの補助金の交付が見込めない状況となりました。

このようなことから斜里線をこのまま継続運行するには、沿線市町が補助金相当額の負担をせざるを得ないこととなりますが、網走市および小清水町からは、乗車実態から存続についてメリットが少なく、両市町が負担している小清水線も同じような状況であることから、斜里線に対してこれ以上の負担は困難であると意向が示されたところです。

斜里町としては、JR問題が解決までの道筋がはっきりしない中で、バス路線を先行して廃止することは町民生活に大きな影響を及ぼすことから、利用実態を踏まえ、運行主体を網走バスから斜里バスに、現行4便を1便に減便し、斜里町単独で運行経費の助成をしながら、当面維持せざるを得ないと判断いたしましたので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

なお、これに係る事業費については、今、議会において補正予算並びに新年度予算として提案させていただきますので、議員各位には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。網走斜里線のバス路線運行の見直しについてのご報告といたします。

次に、やすらぎの苑ショートステイの再開予定についてご報告いたします。

平成29年6月議会の町政報告において、特別養護老人ホームやすらぎの苑の短期入所生活介護、ショートステイ10名の受け入れ制限の報告をさせていただきました。当初の予定は6月より2カ月の予定でしたが、斜里福祉会では慢性的な職員不足の中で、予定どおりに介護職員の確保ができず、長らく町民の皆さんにご心配とご迷惑をおかけしてまいりました。

この度、やすらぎの苑施設長より、3月までに介護職員5名を採用し、その後、職員研修や勤務シフトの調整を行いながら、3月5日から14日まで、3月19日から28日までの各10日間限定での受入れを行い、4月からのショートステイの本格的な再開をめざしていききたいとの報告を受けたところです。

この間、ショートステイ利用者の受入れについて近隣自治体や国保病院でのレスパイト入院など関係機関にご協力いただいたことに対し感謝申し上げます。

また、特別養護老人ホームやすらぎの苑は、町内唯一の事業所であり、介護サービス事業では、特に重要な役割を担っていることから、今後においても、安定的な事業運営が継続できるよう斜里福祉会の意向なども伺いながら、対応してまいりますことを申し上げ、やすらぎの苑ショートステイの再開予定についてのご報告といたします。

次に、ウトロデイサービス送迎車両の寄贈についてご報告いたします。

この度の送迎車両の寄贈は、ウトロ鮭定置部会から申し出のあったもので、趣旨は組合員、家族の利用者も多く、現有の送迎車輛がウトロ特有の浜風により老朽化が著しいことから、新たにロングワイドボディー9人乗り車いす2台対応の福祉車両を町に寄贈したいとの内容でした。

申し出後、車両が受注生産であることから、仕様や長期間使用するための管理方法などについて、ウトロ漁協を窓口協議を行い、特段のご配慮をいただいたところです。

その結果、車両価格492万円相当の車輛を町が寄贈を受けた上で、社会福祉協議会に無償貸与し、ウトロデイサービスセンターで利用することにいたしました。

納車については、諸手続きが終わった3月6日の贈呈式で納車され、ウトロデイサービスセンターの送迎車両として運行しているところです。

併せて、町としても送迎車両用の車庫整備を行い、ウトロ鮭定置部会のお気持ちに添えるよう大切にに使わせていただく考えです。今回のご厚意を機にあらためて地域の皆さんに寄り添うサービス提供に心がけてまいりますことを申し上げ、ウトロデイサービス送迎車両の寄贈についてのご報告といたします。

次に、デイサービスセンターの受入体制の変更についてご報告いたします。

はじめに、斜里デイサービスについては、今年度の利用者数が伸び悩むなど厳しい経営状況となっております。このような状況を踏まえ、経営改善策として、1月より毎週水曜日の受け入れを変更し、利用者調整などを行いながら、現在対応しているところです。

このように、事業主体である社会福祉協議会では、斜里デイサービスの経営改善に向けて、鋭意努力しているところですが、改善策の柱となるぶんこうデイとの統合については、社協として意思決定するまでは、一定の時間を要するため、統合時期等が明らかになった時点で、改めてご報告させていただく予定ですのでご理解願います。

なお、このような状況にあるため、今、議会において斜里デイサービスの特殊性と経営安定化の観点から、社協に対して特殊浴槽等の維持経費に限り、町として助成することとし、補正予算を計上しておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ウトロデイサービスについては、12月末で介護職員が出産のため退職し、勤務シフトが組めない状況になりました。このことから、利用者の安全対策の観点から、やむを得ず2月より毎週水曜日の受け入れを他の曜日に変更し、利用調整を行いながら対応しているところです。

ウトロ地区唯一の事業所であり、利用者並びにその家族の皆さんへの影響は大きいものと捉えており、社協からは精力的に職員確保に努め、4月再開を目指すとの報告を受けております。

いずれにしても、介護人材の確保は斜里町全体の課題であり、新たに策定する第7期斜里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても解決すべき課題と位置付けています。今後も各事業所や斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会とも情報交換を行いながら課題解決に努めてまいりますことを申し上げ、デイサービスセンターの受け入れ体制の変更についてのご報告といたします。

次に、建設工事等の発注および進捗状況についてご報告いたします。

はじめに、発注状況ではありますが、2月27日現在で、13回の入札を執行しておりますが、その内訳は、土木工事で27件、上下水道工事で20件、建築工事で14件、業務委託で22件、物品購入で12件、その他で7件、合わせて、件数では102件、契約金額では、12億753万3008円となっており、年度内発注予定工事等につきましては、全てが終了しているところです。

また、今、定例会において、補正予算として計上させていただいております工事等につ

きましては、繰越明許費の議決を得たうえで、4月以降の発注予定となっているところで

す。  
なお、年度末を控えての工事の施工にあたりましては、冬期の厳しい環境の中で作業事故も多発する時期であることから、現場監督員を通じて、安全確保と事故防止に努めるよう指導徹底を図っておりますことを申し上げ、建設工事等の発注および進捗状況についてのご報告といたします。

次に、仮称生涯アクティビティーセンター児童館増改築工事の設計変更についてご報告いたします。

仮称生涯アクティビティーセンター児童館の増改築工事は、平成29年第3回町議会定例会において1億2960万円の契約金額で議決し、現在、3月中旬までを工期とし工事を進めているところです。しかし、昨年末に、遊戯室の改修の際、床下部分の沈下が設計より大きいことが判明したため、工事の範囲を拡大して実施する必要が生じたところです。本設計変更に伴い増額となる工事費用は317万6000円であり、議決いただいた契約金額の5%の額である648万円を超えないことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項の指定について第3項に該当するものと判断し、専決処分としましたのでご報告いたします。

また、児童館の施設整備につきましては、新年度において児童館長寿命化改修事業として、地方創生拠点整備事業の対象外であった既存施設の屋根、壁等の整備予算を計上しているほか、条例制定も予定していますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、児童館は、現在、武道館で仮開設をしておりますが、多くの子ども達と保護者の皆さんがリニューアルオープンを心待ちにしています。この度の施設整備を生かし、地域の子どもの居場所、子育て支援拠点としての機能を今後も一層充実するよう取り組んでまいりますことを申し上げ、仮称生涯アクティビティーセンター児童館増改築工事の設計変更についてのご報告といたします。

次に、児童、生徒の上位大会への出場についてご報告いたします。

はじめに、斜里中学校の吹奏楽部は、1月10日に札幌市で開催された、第32回全道リコーダーコンテスト合奏の部で金賞を受賞、全国大会の出場権を獲得し、3月25日に東京都で開催される、第39回全日本リコーダーコンテストに出場いたします。

また、1月6日から8日にかけて帯広市で開催された、第48回北海道中学校スケート大会において、斜里中学校3年生の目黒智也さんが男子500メートルと1000メートルの部で好成績を収め、2月3日から6日まで長野市で開催された、第38回全国中学校スケート大会に出場いたしました。

さらに、斜里高校2年生の目黒聖也さんも12月21日から24日にかけて苫小牧市で開催された、第70回北海道高等学校スケート競技選手権大会で男子500メートルの部

に出場し、好成績を収めたことにより、1月23日から26日まで山梨県で開催された、第67回全国高等学校スケート競技選手権大会に出場したところです。

本人たちの努力はもとより、活動を支えていただいた指導者やご家族の皆さまに感謝するとともに、今回全国大会に出場した皆さんには、この3月に町長奨励賞および特別奨励賞を授与する予定です。

なお、全国大会への出場にかかる経費として、今、議会に斜里町立学校体育文化振興助成金の補正予算を計上させていただいておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、児童、生徒の上位大会への出場についてのご報告といたします。

次に、スポーツ少年団の上位大会への出場についてご報告いたします。

スケート少年団トリニティーに所属する2名が、日本スケート連盟バッジテストC級以上の競技力を持つ選手が参加できる、第57回東北北海道スピードスケート大会に出場しました。大会は1月27日から28日に北見市で開催され、斜里中学校1年生の丸子夢実さんが、中学女子1000メートルの部で第2位、1500メートルの部で第5位に、斜里小学校6年生の丸子南徠さんが、小学女子500メートルの部で第6位、1000メートルの部で第4位にそれぞれ入賞いたしました。

また、斜里水泳スポーツ少年団と摩周スイミングクラブに所属する、斜里中学校男子1名、女子4名、斜里小学校男子1名、女子3名、朝日小学校男子2名、女子1名の合計12名が、今年度開催された公式競技会や公認競技会において標準記録を突破し、2月25日に札幌市で開催された、第40回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会北海道予選会に出場し、斜里中学校2年生の石川雄一郎さんが、中学1・2年男子50メートル自由形の部で、6位に入賞する活躍をみせました。

さらに、斜里スキー少年団に所属する、斜里中学校1年生の安井友珠さん、斜里小学校6年生の新田響さんが、各地で行われた記録会および予選会において上位入賞し、2月25日に小樽市で開催された、第43回スポーツハウスCUP争奪全道ジュニアアルペン決勝記録会に出場し、健闘いたしました。

また、網走南ヶ丘高校1年生の加藤凱さん、斜里中学校1年生の古谷慧悟さん、知床ウトロ学校5年生の吉田司さん、斜里小学校4年生の古谷瑠菜さんが、各地で行われた予選会において上位入賞し、3月3日から4日に比布町で開催された、第7回北海道ジュニアスキー技術選手権決勝大会に出場し、健闘しました。

選手の皆さんの今後のさらなる活躍を期待し、スポーツ少年団の上位大会への出場についてのご報告といたします。

最後に、平成30年度国保病院の診療体制についてご報告いたします。

診療体制の充実は喫緊の課題として日頃より道や関係団体等を通じ、要請活動に努めてきたところですが、この度、平成30年4月1日付で新たに常勤医師2名の採用が確定したところです。

1人目の医師は、平成19年に制定されました医学生修学資金貸付条例に基づく修学資金を活用していただいております内科の石岡春彦医師（42歳）です。専門は感染症です。

2人目の医師は、外科の土田和幸医師（48歳）です。専門は脳神経外科です。

今回、新たに2名の常勤医師を採用することから、平成30年度の国保病院の診療体制につきましては、内科5名、外科1名の常勤医師体制になります。また、内科、外科診療のほか、これまでどおり旭川医大からの協力もいただきながら、小児科、産婦人科外来診療につきましても継続してまいります。

また、整形外科、皮膚科外来診療については、4名の非常勤医師の協力をいただきながら継続してまいります。

今後とも更なる診療体制の充実をめざし、関係機関等との連携に努めてまいりますことを申し上げ、平成30年度国保病院の診療体制についてのご報告とし、町政報告といたします。

●木村議長 ここで、休憩をいたします。再開を11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

#### ◇ 議案第1号 ◇

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第5、議案第1号、公の施設（知床自然センター他）に係る指定管理者の指定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。茂木環境課長。

●茂木環境課長 （議案第1号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第1号、公の施設（知床自然センター他）に係る指定管理者の指定について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして、議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第1号は、補正予算を伴いますので、討論採決は保留し、補正予算の質疑が終了したのちに討論採決を行います。

#### ◇ 議案第2号 ◇

●木村議長 日程第6、議案第2号、斜里町の休日等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 （議案第2号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第2号、斜里町の休日等改正に伴う関係条例

の整理に関する条例の制定について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 現在の斜里町における休日の在り方が国や道と異なるため、国や道に合わせて事務業務の円滑な運営を図ることを目的とするということでしたが、現在も12月31日から1月5日までの休日の設定で、支障があるのはどのようなところがあるのですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 具体的に申し上げますと、昨年、私のほうが所管している総合戦略の申請事務において、締め切りが1月4日までに書類等を締め切るなど事務処理の事例がありました。他にもあると思いますが、具体的に申し上げますと、そういった事務が発生していることがわかっています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 休日を改める中で、第4条で、みどり工房の設置及び管理に関する条例の一部改正もありますが、斜里町が指定管理を行っている施設が他にもたくさんあります。それらはどうなるのでしょうか、変える必要はないのでしょうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 その他の施設については、規則等で定めていますので併せて規則の改正も行うこととしています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 条例で改めなくても規則によって対応するという理解でよろしいですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりでございます。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第2号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第2号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第2号、斜里町の休日等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号について、採決を行います。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり可決されました。

午前11時13分



◇ 議案第3号 ◇

●木村議長 日程第7、議案第3号、斜里町情報公開条例及び斜里町手数料条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (議案第3号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第3号、斜里町情報公開条例及び斜里町手数料条例の一部を改正する条例について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 情報公開条例は、どのような根拠に基づいて設置されているのか伺います。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 情報公開制度というのは、行政が持っている情報を町民の請求に応じて公開する制度が基本になっています。町民が町政に参加するためには行政情報を知ることが前提となりますので、開かれた町政を進めるための仕組みを制度化したのが、この情報公開条例となっています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 開かれた町政を進める趣旨の下で設置されている条例であるということ、もう一つは町民や国民の知る権利を保障する役割があると考えますが、第4条の2項の権利の乱用というのは、誰が判断するのでしょうか。請求者に求めるということでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 情報公開条例に基づく請求ですので、当然ながら行政長の斜里町が判断することになります。乱用については、平成13年3月30日付の総務大臣の定めた審査基準、いわゆる訓令というのがありまして、そこに権利乱用に当たるか否かの判断の基準が示されています。従いまして、これに基づいてそれぞれの場合に応じて判断することになると思います。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 後ろのほうにありますが、開示をするかしないかの決定が当然ながら事務としてされるわけです。この文章からいくと4条の2項は、請求しようとする者が権利を乱用してはならないということです。乱用ということは、総務大臣の判断の基準が示されて、一定の基準があるということについて部長が答弁しましたが、知る権利を制限する恐れがあるとも考えられますが、いかがでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 元々、情報公開制度自体は、先ほど課長が申したとおりオープンな制度で、町民の知る権利を保障して町民の町政への参加を促進するという広い精神から始まっています。悪意を持ったところから制度が形づくられているものではないです。

ただ、この中では先ほど条例の趣旨説明がありましたが、中には乱用とまではいかなくても業務に支障を生ずるような事例が出てきているのも事実ですので、そういう対応については今回させていただきたいというものでありまして、条例自体の精神、オープンな姿

勢について、これを妨げるものではないと考えています。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第3号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第3号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第3号、斜里町情報公開条例及び斜里町手数料条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号について、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり可決されました。

午前11時24分

#### ◇ 議案第4号 ◇

●木村議長 日程第8、議案第4号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長(議案第4号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第4号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。大瀬議員。

●大瀬議員 この条例自体は、かねての法律改正といえますか制定に伴う処理ということで整備をしておく趣旨だと理解します。ただちにどうのこうのということではなしに、制度整備をしておくという趣旨。

問題は、職員に関することですから全国に共通しますが、各種の職員体制といえますか任用職員だけではなく、定数職員の補完的職員という体制も全国的に各自治体とも抱えています。これはこれとして職員体制における課題は、むしろそちらのほうが大きい課題がある、どうするかという職員体制の問題があると思います。

これらのかねての改正ですが、昨年改正に伴って追って非常勤の任用職員も出てくるはず。この機会に今後、単発ではなしに総合的な職員体制の適正な在り方を考えていかなければならないと思うのですが、追って出てくる非常勤の任用の今後の制度の取り扱いと、抱えているその他の各種身分の職員の適正な在り方、格差の是正を含めて課題処理の今後の在り方、考えていることを教えていただきたいと思います。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 昨年5月に地方公務員法が改正になり、職員の適用区分が改正になったところです。平成32年、2020年度からの会計年度任用職員の規定については、現在、総務係を中心に実態の把握に努めて準備を進めているところですので、来年の3月議会は、条例提案をするスケジュールになっています。

●木村議長 大瀬議員。

●大瀬議員 質問の前段部分については今度の改正といいますか制度的なものは、今、お答えがありましたが、同時に後段に聞いたのは、人事的任用、非常勤の任用だけではない現在の各種職員体制の適正化を同時にかなえていかなければならないということで、それに関する検討を併せてお答えいただきたいと先ほど伺ったのですが。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 基本的には今の正職員と臨時職員のバランスで進めていくのですが、まだまだ会計年度任用職員についてもさらに詳しいところも出ていませんので、そういったものを全て総合的に勘案しながら待遇面の改善や不公平さについても、準備、整理をしていきたいと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 国では非正規の民間、公共に区分されないというのですが、5年以上臨時職員として働いている人たちが正職員としてこれを求めた場合に、雇用主は正職員化を図らなければならないという制度改正が行われていると認識していますが、それとこれとの関係はどのようなになるのでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 宮内議員がおっしゃったのは、平成24年8月に公布され、25年4月から施行となった改正労働契約法にうたわれた部分で、有期の労働契約を繰り返して通算5年を経た段階で労働者の申し込みによって無期労働契約に転換できる制度が出来たということです。これは通常法律に基づく適用職員についてです。

従いまして、今回提案している正職員の任期の定めのない職員については、特例法に基づく措置ですので、これとは直接関係しません。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 改正労働契約法では、臨時職員として働いている労働者が雇用主に対して正職員として採用するよう求めた場合には、雇用主は対応しなければならない定めですが、それに対して斜里町としてはどう対応しようと考えていますか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 非正規をおっしゃっていると思いますが、先ほど他の議員の方からもご指摘がありました、会計年度任用職員を含めて整備していかなければならないと思います。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 条例整備もそうでしょうが、条例に先立つものとして国が法律を制定したわ

けです。例えば役場に勤務する臨時職員の雇用主は斜里町、馬場町長です。馬場町長がその人たちから求めがあれば、正職員として採用しなければならないということだと思えますが、いかがでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 これについては民間、公共の中での適応の違いがあります。これが直接法律違反にはならないですが、ただ、改正の精神については大事にしなければならないことから、32年4月の段階で臨時職員についても新たな条例の制度区分の中で整理されることとなりますので、その中で対応したいです。

●木村議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 先ほどの説明で伺うのですが、行政事務の高度化に伴うということで弁護士等がと出ましたが、資格者を職員として採用することがあまり想定できないのですが、その意義を教えてくださいませんか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 確かにうちのような小さい自治体ですと、なかなか想像ができない分野ですが、例えば本州の他の自治体ですと、債権整理のために弁護士を雇うなどそういった部門で活躍されている事例がありましたので、そういうものも含めて具体的な事例として挙げさせていただいたところでは。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 そういう人は本業です。本業の人を想定しているというので、職員として想定している意味がわかりかねます。弁護士にしても税理士にしても、わざわざ地方自治体の拘束されるような職員に実際応募してくるのか。だったらはじめから行政から仕事を依頼したほうがよいわけですから、それをあえてこうする本質がわかりにくいのですが教えてください。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 これも全国的な事例ですが、確かに弁護士や税理士の方は比較のお若い方がいらして、その方たちのこれからのキャリアアップのために、自治体の一つの職員になってそこでさらに業務を積んで、さらに飛躍することが狙いで、業務にもニーズがあるスキルを持った技師などそういった方についてもニーズがあることがわかっていますので、そういうことも含めて事例として挙げさせていただいたところでは。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 兼職はよいのですね。資格をそのまま生かして職員になって、例えば弁護士、税理士が自分の私的な仕事もできます、兼職は。一般公務員と違うから。その点はどうですか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 兼職については今もそうですが、町長の許可等があれば兼職が可能になっ

ていますので、そこは法律に基づいて運用していくことになっています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 最後に、第3条の、見込まれる業務、総合計画が進んでいますが、総合計画の中で該当する業務はあるのですか、ないのですか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 第3条について今のところ見込まれている業務はございません。

●木村議長 他、ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 ないようでございますので、これをもちまして、議案第4号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第4号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第4号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号について、採決を行います。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、原案のとおり可決されました。

午前11時44分

#### ◇ 議案第5号・6号 ◇

●木村議長 日程第9、議案第5号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第6号、斜里町国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての2件を、一括議題といたします。内容の説明を求めます。大野住民生活課長。

●大野住民生活課長 (議案第5号・6号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。まず、議案第5号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 今度の条例改正によって運営協議会の役割も変わるようですが、具体的にどのような改正がなされるのかお知らせいただきたいと思います。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 斜里町の国民健康保険運営協議会については、基本的にこれまでさ

まざまな制度改正とともに料率の額について町長から諮問を受けて、是か非かという形になるかと思いますが答申いただいていた。そのような役目については今後も引き続き担う形になりますので、大きな役割変更は特にないと理解しています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 今度の町の運営協議会においては、保険料に求める額と料率の両方について審査する、諮問を受けて答申するという形ですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 そのとおりです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 額についてはどうですか、間違いありませんか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 額については、保険料に求める額を示しながら、保険料を集めるためにこの料率になりますと、簡単に申し上げますとこういう形で運営協議会で説明をしていることから、今度は納付金を基にした保険料を求める額に対して、こういう保険料率でどうでしょうかという諮問になることから、大きな変更はないと理解していきまして、先ほどの答弁をさせていただきました。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 質問が悪かったと思います。保険料を求める額については、従来、町長が示してきましたが、保険料を求める額は斜里町においては町長が示すことにならなくなるわけです。その辺についてはいかがですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 大元の納付金額で申し上げますと、町長ではなく今度は北海道という形になります。ただ、そこから納付金額からさらに例えば若干の国からの特定財源に充てられるだけの収入など、いろいろなものを積み上げながら最終的な斜里町としての保険料、保険料率を求める基礎となる数字が決まることから、納付金イコール求める額とは若干ずれがあるをご理解いただければと思います。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 少し言い方を変えますが、保険料に求める額の決定にあたって斜里町はどういう関与ができるか、それについてはいかがですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 納付金については関与できないと申し上げたとおり、北海道からの通知によるものになります。最終的に保険料を求める額、保険料率を求めるための基礎数値の形になると思いますが、それについては、例えば保険事業をどれだけやるかなど、そういった部分も加味される要素としてはあるので、保険料を求める額については、町長の政策なども若干入り込む要素はあることになります。

- 木村議長 金盛議員。
  - 金盛議員 保険料を求める額は、基本的に医療費と公費負担分を集めて保険料に求める額が決まって、それからさらに所得階数に応じて料率が決まっていく流れをたどりますが、今回、都道府県単位化をすることによって納付金という形で道から基本的な額が示されるわけです。その部分をいつているのです。どうその納付金の額の決定にあたって斜里町が関与できるのかを聞いているわけですが、どうですか。
  - 木村議長 大野課長。
  - 大野住民生活課長 純粹には北海道から示される納付金額、求める額の本当の基礎になる部分については、市町村として関与できる部分はないと理解しています。
  - 木村議長 金盛議員。
  - 金盛議員 納付金に関して市町村は関与できる余地はないと確認してよろしいですね。
  - 木村議長 大野課長。
  - 大野住民生活課長 いろいろな意見を申し上げていながら、最終的な決定は北海道がする仕組みになりますので、どの部分までを関与とするかにもよると思いますが、基本的な考えとしては、納付金額が確定してしまったらそれについて関与することはできないと理解しています。
  - 木村議長 金盛議員。
  - 金盛議員 納付金は決定してしまった後はどうこうは言えないと思いますが、決定するまでの過程において、例えば保険者となる北海道あるいは市町村、同じ保険者の立場で道は納付すべき額を示すのでそれに応じて払うのですが、その納付の額を決定する過程で道と市町村が協議する場面はあるのかどうかどうでしょうか。
  - 木村議長 大野課長。
  - 大野住民生活課長 北海道と各市町村がそれぞれ納付金の決定の過程も含めて、いろいろな形で意見を言っていく機会は当然あるので、そういった部分で改善される余地は決定前であれば可能性的にはわかりませんが、一定程度のものはあると理解しています。
  - 木村議長 金盛議員。
  - 金盛議員 納付金の額が決定した後、それを斜里町が受けた場合については、料率などは斜里町で決めることができるということによろしいですか。
  - 木村議長 大野課長。
  - 大野住民生活課長 そのとおりでございます。
  - 木村議長 他、ございませんか。ないようでありますので、これをもちまして、議案第5号についての質疑を終結いたします。
- 次に、議案第6号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。
- 宮内議員 基金の設置管理及び処分に関する条例ですが、従前の財政上必要であると認められた時は、この基金を使用することができることから、基金の目的のため必要である

と認められた時は、今度は使用することができるというのですが、基金の設置の目的のため必要であるというのは、どのような場合が想定されるでしょうか。

●木村議長 答弁保留のまま、休憩、昼食といたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時00分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。議案第6号についての質疑を続けます。保留中の答弁を求めます。大野課長。

●大野住民生活課長 これまでの財政上の必要からという表現から、事業の円滑な運営ということに、今回改正させていただくこととなりますが、円滑ということについては、納付金や被保険者の方々が保険料を払いやすい環境づくりなどについて、認められる時には、この資金を崩しながらやっていくことになると思います。

直近として想定される部分としては、具体的にということでしたので、町独自の激変緩和の一つになるのではないかと理解しています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 道が示す納付金の一部として活用することも考えられるという趣旨だろうと思いますが、現在、斜里町には基金残高はいくらありますか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 予算の実行見込ベースになりますが、このままの医療費の流れで年度内推移しますと、29年度末でおよそ1億8000万円程度になるのではと推定しています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 1億8000万円という基金の残高は多額にのぼりますが、先ほど答弁されたような趣旨で活用すべきだと私も考えます。

一方では、国が地方財政計画の中で平成30年度までは目的のはっきりした基金以外について、それを使いなさいという趣旨の方向といたしますか考え方を示しています。この国保基金が従来のもので違ふことになれば、国から狙われないかという懸念がある気がするのですが、いかがでしょうか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 国民健康保険の基金について、昨今、国からいろいろなご助言、ご指導がある中でそれと同一視されないのか、可能性があるのではというご質問だと思います。ただ今のところ基金については、制度改革にあたって厚生労働省から基金を持つこと自体は、特段、市町村判断でそれは造成して構わない。当初の頃それを積極的に推奨するような流れもありました。

ただ、一定程度制度が今の形になった時に、持つのは市町村判断でそれはやっても構わ



ないのは変わらないのですが、必要性についてはそれほど高くはないのかという厚生労働省から直接的なご講演いただいた中で、そういう発言があったことから、持つのも持たないのも各市町村の自由というのには変わらない中で、市町村それぞれで後はやり繰りすればよいのだろうと解釈して受け止めています。そういった中で他の財政調整基金などの部分と同じような形で、国民健康保険の基金が同じ流れではけしからんというのでしょうか、今のところそういった要素は見えないのが現状です。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 各地方自治体で基金を持っている、それは余裕があるからというのが、厚生労働省ではなくて財務省が言っているのです。そういうものをそれぞれの地方自治体の財源として使ってくださいという趣旨の意向が示されています。地方財政計画全体の財源の一つとして狙われかねないという懸念があるのではないかと。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 確かに財務省と、地財になりますから総務省との考え方の違いがあるのかもしれませんが、両省との協議の中で総務省が、昨年、道も含めて各市町村の基金の調査をしたのは、それにのっとった調査となっています。その調査の中には特別会計の部分、うちは森林特別会計は別としても、介護会計、国保会計などの基金については対象外で、そこからは外されているので、その趣旨から考えるとこれには当たらないと思います。

●木村議長 他、金盛議員。

●金盛議員 基金についてもう少しお聞きしたいのですが、新しい制度の中では新たに余剰金は斜里町の会計においては発生しないこととなります。従って現在1億8000万円の残高が見込まれるということですが、今後は費消一方になると思いますが、そういうことでよろしいですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 議員がおっしゃったとおりの想定をしております。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 例えば激変緩和に充てることも一つの考え方としてあるというお話ですが、具体的にどうなるのかはわからないのですが、少なくとも今の時点では、今後6年後には12%もしくはそれ以上の引き上げが見込まれる。少なくともそう考えておいたほうがよいという状況にあるかと思うのですが、仮に一気か段階化は別にして、その時点で1億8000万円はそれに対応できる額なのか、あるいは不足することになるのか、その点について試算されたことはありますか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 あくまで事務レベルでの29年ベースでの古い数字での試算ですが、おそらく1億8000万円から当時は2億円くらい頭の中ではありましたが、その中で限られる財源、これからは増えることはほとんどないだろうという想定で、どれくらいの割

合で基金を入れていけるのか。入れ過ぎれば早く無くなってしまし、激変緩和も含めて実際の保険料の本算定を一定程度していかなければ正しい数字は出ないだろうと思いながらも、当時の数字での試算は何度か行った実態はあります。

ただ、6年間くらいでおそらく費消するシミュレーションであったと記憶しています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 今の段階では基礎数値といえども仮置きとせざるを得ないわけですから、確定的にこうだと言えないのは十分理解しておりますが、そういう中で試算した結果、6年間で引き上げされる分は対応できるのではないかという見通しは一応持った、問題はその後です。上がった状態で町民にそのまま納付化する形を取らざるを得なくなってくるのではないか、基金がないとなれば。そういうことも想定されますが、それについてはいかがですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 先ほどの答弁は若干言葉足らずでして、6年間で費消するパターンがあります。その他にも6年間で費消せずに、本算定が終わってみなければわからない状況ですが、もしかすると上がり幅を見据えながら7年、8年と6年以上のスパンでもう少し緩やかな上がり方にできるような形も考えています。

次の6月までに本物の数字が一定程度出てくる形になるので、その中で1億8000万円をどう使いながらなだらかにしていけるのか、そこで本格的な検討になると思っています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 どのくらい引き延ばしが可能かという問題はある。短期で使い切ることもあり得るし、もう少し先送りもできるだろうということはあるのですが、しかし、いずれ基金はなくなる。それを積み立てる方法は今のところないという考えでよろしいですか。

●木村議長 大野課長。

●大野住民生活課長 そのとおりでございます。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第6号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第5号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第5号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号について、採決を行います。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、原案のとおり可決されました。

午後1時12分

◇ 議案第6号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、議案第6号、斜里町国民健康保険基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号について、採決を行います。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり可決されました。

午後1時13分

◇ 議案第7号 ◇

●木村議長 日程第11、議案第7号、斜里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。大野住民生活課長。

●大野住民生活課長 (議案第7号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第7号、斜里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして、議案第7号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第7号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第7号、斜里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号について、採決を行います。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり可決され

ました。

午後 1 時 17 分

◇ 議案第 8 号 ◇

●木村議長 日程第 12、議案第 8 号、斜里町商工業振興条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 (議案第 8 号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第 8 号、斜里町商工業振興条例の制定について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 国における小規模企業の振興に関する基本法と道の基本条例を受けて、斜里町でもこの条例を設置するということですが、国や道は真正面に小規模企業の振興を据えています。斜里町はそれを念頭に置きつつ商工業そのものの振興に関わる条例が設置されていないために、商工業振興条例と定めて、そういう名称を使うということですが、斜里町の小規模企業は、中小企業といわれるそれぞれの企業実態がどのような実態にあるのかについて調査されましたか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 今回の条例の制定に向けての特別な調査はしていません。一般的な経済センサス等の情報に基づいて協議をしています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 全国的にもそれが大多数を占めていますが、斜里町は特に小規模企業と法律上位置付けられる事業所の実態があるかと思いますが、小規模企業の振興を国も強調して、そのためのさまざまな施策が同時に進められています。そういう実態にありますが、国によって進められているさまざまな施策を積極的に活用するとなれば、小規模企業に照準を当てたものであるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 条例全体を見ていただければわかると思うのですが、基本的にどちらがだとか小規模の方を排他的にといいますか、そういうことを一切していないので、とにかく小規模に対して配慮する規定を設けていますので、今回の条例によって国や道が求めていることの妨げになるようなことはないと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 例えば国では、小規模事業者を対象とした持続化補助金や、今年は製造業に関わる補助金なども新しいメニューとして打ち出していますが、斜里町で持続化補助金などの活用の実態はいかがでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 昨年、一昨年もそうですが、商工会を通して会員に対して情報提供

がされており、実際に補助金の活用がされていると聞いています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 振興条例の第4条に町の役割が規定されています。第3条に定める基本理念及び第7条に定める基本方針に基づいて、商工業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする町としての役割として位置付けられていますが、前段に質問した小規模事業所の持続化補助金などに対して、役場としてはどう取り組んでいますか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 経産省などの補助金は、現在、役場を経由しないルートで申請を受け付けているので、特に私どもが直接関与することはありません。あくまで斜里町独自の個別の施策を目的に応じて行ってきたものと認識しています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 斜里町の独自の施策というのは、商工業に限りませんが、例えば宿泊施設に対する設備投資などに対しては、固定資産税の減免をする制度があります。一定程度の設備投資を行った事業所に対して固定資産税の減免といった制度について説明したものと理解していましたが、小規模の事業所に重点を置いていないために、国のものづくり補助金や小規模事業者に対する持続化補助金に対する取り組み姿勢が明確になっていないと受け止められるのですが、違うでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 この条例は理念的な条例です。現在、これまでの商工業振興施策の反省も踏まえてこういう全体の理念、目的あるいは方針という形で整備してきました。そういった議論の過程においては、議員のおっしゃったような工場設置奨励金などの件もすでに話題になっています。

従って、第4条で定めた斜里町の責務として、総合的かつ計画的な推進をこの後進めていきますが、今後計画としてまず落とし込んでいくことを考えていますので、その内容はどのようにまとまるか現時点では申し上げられませんが、そういったものに今後反映されてくるものと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 小規模事業者に対する持続化補助金は、業種によって若干対象規模は違いますが、基本的に5人以下の事業所、宿泊施設などについてはもう少し従業員の数が多いですが、そういった事業を営む人に対して、厳密なものではなくても設備投資や事業のある程度の拡大開業を図る場合に計画書を提出すれば、50万円の融資ではなくて補助金が得られる制度です。一定の基準に合致したものではないと補助金は得られないですが、積極的にそういったものを利用する取り組みが、町が関わって進められるべきだと思います。

ところが、商工会がやっている程度のことであれば、町の関わりがなさ過ぎる気がします。商工会が計画作りをすることも承知していますが、役場もそういった計画作りに関わ

って支援をするような形で積極的に取り組むべきではないかというのが私の意見です。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 持続化補助金については、昨年、町内から8件の申し込みをして5件が採択されて事業者の方が活用しました。これは経産省の補助金なので、その情報を商工会から会員に流して活用されたということです。

斜里町が役場としてどういう関わりができるかは、確かに課題があるかと思いますが、今年度も出ている補助金などを見ますと、役場としてはあくまで計画を作ったり全体のサポートをするということになっていて、事業者に対しては商工会が計画作りなどを支援して採択の可能性を高める方向になっているので、私どもとして何もやっていないわけではないと思っていますし、行政は行政としての役割があって、商工業事業者の皆さんを支援していきたいと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 役場もさまざまな立場でもよろしかろうと思いますが、関わりを持って具体的な事業の推進にあたってほしいと思います。

他の地域では中小企業振興条例という名前の自治体が多いですが、商工業というよりは中小企業振興条例という名称を使っている例が多いです。その条例をいくつか見ますと、地域の商工業者の連携や他の関連機関または他の業界との連携ということが非常に強調されていることと、もう一つは地域の住民の理解を得ることも同時に強調されていますが、住民の理解というのはこの条例の場合ほどのように位置付けられていますか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 前段の連携については、基本理念に連携を書き込んでいて、革新的な理念で期待されていますので、今後そういう連携がどんどん進んでいくのではないかと期待しています。

住民の理解については、第4条の第2項において行政の責務の一つとして、商工業が地域経済などに果たしている、あるいは町づくりに果たしている役割については啓蒙するような役割としていますので、そういったものを通じて、今後、町民の理解が高まるように取り組んでいきたいと考えています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 町の役割の中に町民の理解、協力を書き込んだということですが、他の自治体の中小企業振興条例などを見ますと、ストレートに町民に対する理解や協力を求めるという条文が存在しているのが例として多くあります。小規模事業者が一つの地域の中で事業展開を図るためには、やはり町民の理解を得ることがなければ、商店だけに限らず製造業などにおいてもそうだろうと思います。

こういう書き方をすると町の役割は、条例上、より一層重くなっていく。そのことを強く意識してやっていただきたいと思うのですが、連携という町民の皆さんの協力を得るこ

とは別に、基本理念の中に商工事業者、商工会及び町民が主として経済活動を通じて協力し連携し合い、と連携が表明されていますが、地域の経済を活性化していく時にはお金が必要です。すでに施行されている中小企業振興条例などの例を見ると、金融機関の役割も連携の相手として条例に位置付けられています。それは振興条例ではどのように位置づけていますか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 懇談会の委員の中に金融機関は含まれていましたが、特段、金融機関への役割を明確化する議論にならなかったため、今回はそういった記載をしていません。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 他自治体の条例をもって質問しているわけではないので、例を示すことにはならないのですが、中小企業や零細企業、要するに小規模事業所がさまざまな経済活動を展開するにあたっては、資本力が問題となってなかなか新たな事業展開ができないことが現実問題としてあると思います。そういう時に資金を提供する金融機関の役割が大事だというのが各地域における実態となるし、斜里町もそうなるのではないかと考えます。金融機関の協力を求める必要はないのでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 金融機関の役割は、実際の事業運営上極めて重要だということは重々承知しています。実際には金融機関も融資をすることが一つの大きい役目なので、融資をしようとは当然すると思いますが、問題はそのリスクを誰がどう取るかということですし、金利や金融庁の指導などを受けて総合的に判断しています。

金融機関の方とも懇談会で、できるだけやる気のある事業者に私たちもお金を貸したいということは常々申しておりました。今回、それが計画上どのように反映されるかは一概に言えませんが、融資制度や新しい事業メニューが出てくるのであれば、金融機関の考え方も擦り合わせを踏まえて計画が組み上がってくると思いますので、もう少しお待ちいただければと思います。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今後、振興計画そのものを策定する6月または9月議会を目指して策定していくということですから、その振興計画の中に金融機関との連携や協力も位置付けるべきだと思います。

斜里町の小規模事業所の振興は、とりも直さず地域内の斜里町内または清里町、小清水町なども含めた地域的な連携といいますか域内の経済状態をつくり出すことが求められると思います。地域内の経済状態の活性化はどの辺りに位置付けられているのでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 地域内での資金の循環のような話は、今回の条例の中には出てきていません。議論上はそういった、いかに外に流出しないのかが課題だということは皆重々

承知していますが、正直言ってどうすればそれが高まるのかまでの具体的なプランニングまではいっていませんので、この後の議論になってくると思っています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 あえて質問しているところもありますが、目的の第1条の中の、商工業事業者の成長発展及び地域経済の活性化を図り、と記載がありますので、どのようにして地域経済の活性化を図るかは簡単なテーマではないですが、今後、策定される振興計画の中で具体的に、どういう事業が考えられるかについても具現化していければよいのではと思いますが、いかがでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 今回の点については議員と同感ですので、それに向けて順次進めていきたいと思っています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 この条例は理念条例であって、これから第8条を中心とした計画策定がなされると思うのですが、斜里町にとっては大変嬉しい小規模事業者にスポットを当てた条例と考えていますが、それらの方々は実際の施策に対してスピード感を求めている。計画策定はどれくらいに、どなたが策定するのか聞かせていただければと思います。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 実務的なことでよろしいでしょうか。実際には懇談会の事務局として商工会と商工観光課で担当していますので、そういったところで皆さんの意見を汲み取りながら、イメージとか考え方を提示してキャッチボールしながら進めていますので、実務はこちらでやっていますし、意見は委員の方の意見をできるだけ反映しようと努めています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 体制とかやっていることはわかりましたが、計画策定の時期はどれくらいを考えていますか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 目標としているのは、平成31年度から実際の事業に反映できればと考えていますので、9月までに計画を作りたいというのは、次の年の予算に反映させたいということです。

ただ、ボリューム感などがまだ見えていませんので、できるだけすみやかにということしか現時点では申し上げられません。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 その点についてはわかりました。もう一点、第9条の3、商工業振興施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに振興計画に検討を加え、と書いてありますが、効果に関する評価はどのようなスパンで毎年するのですか、5年ごとの振興計画の



検討に併せてされるのでしょうか。方向性が狂ってしまうのは大変困ることなので、これは非常に重要だと思うのですが、そこら辺についてお聞きします。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 両面あると思います。概ね5年くらいの計画期間を設けるとすると、5年で達成しようとする目標、施策もあると思いますし、単年の事業執行で結果をだしていくものもあると思いますが、一般的に1年の予算年度を基本として事業は展開されていきますので、1年に1回以上はこういった検証の場があるのは望ましいと考えています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 それについてはわかりました。その次に、振興計画の検討ですが、これはどなたがされるのか、現在の策定委員会、別名懇談会がされるのかあるいは別な機関がされるのか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 懇談会の設置当初に、懇談会の任務は条例の想定素案を作ることと、計画素案を作る役割がありましたので、現在の懇談会で引き続き計画策定までは進めたいと考えています。

検証の主体については、まだ具体的にどのようなということはありませんが、第10条の第2項に検証には現場の声、いわゆる事業者や商工会などの意見を聞くことを義務化していますので、少なくとも事業者、商工会が含まれた場で検討するとご理解いただきたいと思います。

●木村議長 須田議員。

●須田議員 29年の4月から6月に町政報告ということで進んできました。なかったとか少なかったです、条例は。商工業者に関する条例はゼロではありませんでした。ただ、今回、基本条例とそれに準じて基本計画ということでここまできたと思います。

市街地も活性化事業が終わって10数年経ちました。ハードな部分が終わってこれからという時に、中小企業の振興基本法ができたことで、これにならって斜里町はどうなのというのが2年くらい前からの話でした。

商工業者もそれぞれの努力はもちろんしていますが、斜里町だけではない、どこの市町村にもあるように高齢化社会に向かっていくことでは、ハードは整ったが中は大変だとありました。その中で条例が商工業者の骨格を作るといいますかその部分がこの条例なのかと思います。

斜里町は基幹産業ががっちりありますし、商工業者も近隣町村に比べると活性化していると思います。町は何をするのかという話もありましたが、町は財政措置を講ずる努力義務ですがそのような条例になっています。

この町に長く住んで、長く商工業に携わって生きていきたい人たちを、まさにバックアップする条例ではないかと思います。そういう意味ではこの条例を今回制定すれば次には

個別計画も出てくるのですが、これからの斜里町の商工業を上から見て、町長はどのようにお考えでしょうか。

商工業者も努力していますが、町もできるだけ努力をするとなっています。その辺の町長の気持ちをお聞きしたいと思います。

●木村議長 町長。

●馬場町長 商工業振興条例、今の議会の議論の中で、小規模だ中小企業だうんぬんとお話ができましたが、斜里町の商工業に携わる人たちをしっかりと応援していきましょう。最近特に言っていますが、町としては自然の恵みを柱とする農業、漁業、観光、この基幹を主な産業と位置付けています。それはここで採れたものをよそに出す、向こうから来ていただいてお金を落としてもらうという意味では、お金を生み出す産業だと思います。

ただ、そこには例えば設備や建物などがなければ成り立たないわけです。そこを担っていくのが商工業であり、そしてまた日常の食料を得たりいろいろなものを購入したりする部分では商業、そういった意味で人がここで生活するうえで商工業が欠かせない産業であるのも事実です。その中でどれがうんぬんではなくて、まず確実に稼ぎだすものは大事にしつつ、地域維持産業といってもよいと思うのですが、その産業がなければなりませんから、どうやってそれを振興させていくか、そのための小規模ということで、大企業ばかり目がいくのではなくて、小さく地味に頑張っているところを応援しましょうというのが商工業振興条例の基本の考えであると思っています。

計画を作って、条例ができたから何かがスタートする、やることが見えてどんどん行くということではなくて、条例に基づいて計画を立てて、それを町は側面の支援だと思っています。やるのは商工事業者であり、商工会が中心になるのは基本だろうと思います。それはどの産業でも一緒だと思っています。その中で町として支援できるものをしっかりと応援して、そういう中身は何なのかをあらわにするのが振興計画だという認識でいますので、計画作りにおいてその詰めをどこまでできるかと気持ちとしては先ほどから課長がお答えしていますように、それを踏まえた内容になるようにお互いに知恵を出し合いながら、この条例に至るまでも商工業の皆さん、懇談会の皆さんが13回の回数を経て詰めてきたものです。それはまさに斜里町の実態を把握して、これはどうなのだという中で言葉も吟味しながらこの条例に至っています。その気持ちがあれば計画作りも必ずや当事者意識の下の計画になっていくのではないかと考えていますし、皆さんと共にこの計画作りに臨んでいきたいと思っています。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第8号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第8号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第8号、斜里町商工業振興条例の制定

について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号について、採決を行います。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり可決されました。

午後2時00分

#### ◇ 議案第9号 ◇

●木村議長 日程第13、議案第9号、斜里町都市公園条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。荒木建設課長。

●荒木建設課長 (議案第9号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第9号、斜里町都市公園条例の一部を改正する条例について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、議案第9号についての質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第9号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第9号、斜里町都市公園条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号について、採決を行います。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第9号については、原案のとおり可決されました。

午後2時04分

#### ◇ 議案第10号 ◇

●木村議長 日程第14、議案第10号、斜里町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第10号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第10号、斜里町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、議案第10号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第10号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第10号、斜里町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号について、採決を行います。議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第10号については、原案のとおり可決されました。

◇ 延会宣言 ◇

●木村議長 本日はこれをもって、延会といたします。

午後2時07分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員

# 平成30年 第1回斜里町議会定例会 全員協議会会議録

平成30年3月7日（水曜日）

開会 午後2時30分

閉会 午後3時18分

## ◇ 第7期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画 ◇

### 〔斜里町地域包括ケア計画〕（案）について

●木村議長 ただ今から、会議規則第125条により、全員協議会を開きます。

本日は、第7期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画〔斜里町地域包括ケア計画〕（案）についての説明を受けます。高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 （第7期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画〔斜里町地域包括ケア計画〕（案）について 内容説明 記載省略）

●木村議長 説明が終わりましたので、ここで、質疑を受けたいと思います。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 新しい第7期の介護保険事業計画に向かってですが、第5期の時に居宅サービスに重きを置く方針の中で、それがメインになって組み立てられた経過がありました。11ページにあるように居宅サービスの達成状況の中で、居宅サービスが全体的に計画を大きく下回る実績で、その後でその理由が出るのですが、この要因を差し引いても大きく減少とありますが、これは当初立てた計画の数字が大きく現状とかい離していたということでしょうか。この辺を全体的に居宅サービスに関わる部分でわかりやすく説明してください。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 全体的な部分は記載のとおり数字的に大きく下回りました。具体的には16ページの通所介護のところに記載していますが、今回、総合事業に移行した部分で通所介護は、実質そのサービスを使う方は減少して、必ずその分は地域密着型の通所介護の別のページの欄にいくのですが、その二つのサービスを足し合わせて置き換えても、表の斜めになっている文字を見ていただきたいのですが、27年度で87.69%、28年度で74.86%、今年度の見込みでは70.06%ということで利用者が減少していることが大きいと思います。

要因の一つとしては、やすらぎの苑の短期入所が休止していることもありまして、在宅で生活ができない部分で他の施設系のサービスに移行したことが全体の中での主な動きとおさえています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 施設の利用に関してですが、当初計画で予定していなかった部分で非常に大きく伸びている川湯の森病院ですが、この実績が伸びているのは、当初予定していない施設、予防訪問のリハビリは、これはどう考えてどう受け止めればよいのでしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 こちらのリハビリの部分については、医療のリハビリとは違って介護保険でいう訪問リハビリで、川湯の森病院の事業計画の中で、自分の地域だけではなくて清里や斜里のほうにも来ていただけるというお話がありまして、こちらで実際にケアマネージャーにもその旨を報告して、各家庭でサービスをした実績が少しずつ伸びている状況です。

こちらの訪問リハビリに限らず、リハビリは斜里町のサービスの弱いところということで、第4期くらいからずっと指摘を受けていた部分で、町としても限られたサービス提供事業所ということで、この部分を生かしてなるべく在宅で生活、ADLの日常生活動作を維持していただきたいと考えています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 リハビリの部分が次の第7期中にどのように具体的に盛り込まれているのですか。例えば施設利用あるいは今までのように途中から川湯の森病院に来てもらう、あるいは町全体としてどれくらい今後リハビリに関して、ニーズ、利用者の増が見込めるかの算出はどのようになされたのでしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 31ページの中ほどに、訪問リハビリテーションということで実績を踏まえながら30年度以降、要介護度別に訪問割合をかみ合わせながら請求しているところです。こちら川湯の森でも随時利用ニーズがあれば受け入れできることもあります。

今回の介護報酬改定の大きな流れとして、自立支援が求められているところもあるので、デイサービス、訪問介護などいろいろなところで健康を維持する、もしくは要介護度を下げる方向性に対して加算報酬される仕組みになっているので、町もこの部分を積極的に伸ばしたいと考えています。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 加算報酬が増える部分、町のリハビリ、元気になる、こういう施設を利用したり、少し体が弱ってきたら通常は介護度1から2、3、4と段々増えていくと考えていますが、昨今いろいろな取り組みを見てみたら、前は介護度4だったのに3になった、あるいは3の方が2になっている状況を見えています。私たちが以前視察に行った時にも、そういった方々とお話しすることがありました。

介護の最近の傾向でいくと、確かにどんどん弱っていく部分もありますが、元気になっていこうという部分に力を入れることに対しては、よい形で取り組んでいると思うのですが、加算されてその状態を増やすことを具体的にどのような施策を今後考えていかれるの

でしょうか。今ある施設やサービス提供事業の中で十分それがうちの町で力を入れたい部分に反映できるような体制になっているのでしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 直接的な回答になるかどうかですが、訪問リハビリテーションなどは専門職の方が提供する部分で、一方で介護認定になる前の方については、いきいき百歳体操など介護予防事業で、74ページの一般介護予防ということで要介護度になる前の方も含めて各種事業を展開しています。

また、75ページでも地域のリハビリテーション活動支援事業で、いきいき百歳体操などをしたうえで、あくまでもいきいき百歳体操は自主的に活動していただくのですが、そこに対して専門職がさらにフォローアップというか、栄養士、歯科衛生士が入って高齢者の生活そのものも支援していく取り組みを進めていこうと考えています。

●木村議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 大変膨大な資料で全体を把握するのはなかなか難しいですが、自分の知っている範囲でお聞きます。98ページに介護予防日常生活圏域ニーズ調査があります。以前に私の家に来て母のことについていろいろ書いたのですが、医療、介護、住まい、買い物等の条項が書いてあり、不便に感じていますかというようなものだと思うのですが、その中で1番から3番目くらいにランクされている意識のある方と申しますか、認知症になってしまったら全くこういう意識は書ける方と書けない方がいらっしゃると思うのですが、意識のあるきちんと書ける方がどのようなニーズを出しているのか、1番から3番目くらいまで教えてほしいです。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 今回の介護計画の策定に至るまでは、三つの調査と事業所に向けての調査の延べ四つの調査を行っています。98ページの介護予防日常圏域ニーズ調査については、要介護度1から5以外の者で、比較的健康的な方。28年9月に実施した、高齢者日常生活社会参加意識に関する調査の対象以外の方を限定で調査させていただきました。

99ページに具体的に認知症リスク高齢者の割合、転倒リスク高齢者の割合が他の部分で全国平均より高いということで、100ページの下段に結果の分析、考察を記載しています。以下、101ページから103ページに具体的な取り組みについて、103ページの終わりのほうに今後充実すべきものについて、いろいろなニーズを踏まえて介護保険内外の在宅サービスのニーズが非常に高まっているとおさえて、この計画に盛り込んだという流れです。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 見方としては102ページの、高齢者の住宅での生活を支援する生活支援が、今回のある調査の中では一番のニーズだったという見方でよろしいですか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。



●高橋保健福祉課長 102ページで、今後充実すべきものと問うたところ、今後の生活について、ホームヘルパーやデイサービスなどの介護サービスを受けながら、自宅で生活したい、介護保険施設に入所したい、家族や親族の世話だけを受けて自宅で生活したいということで、約半数の方が在宅を希望されている傾向が見受けられたので、支援では若干在宅指向より施設の指向が強まっている経過も踏まえましたが、全体としては在宅系サービスのニーズが高いという判断に立っています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 在宅系のサービスを受けたいというニーズがある中で、斜里町の中で空き家が100軒以上あると言われていますが、在宅でサービスを受ける方々が自宅に対してこれから改修を加えたりするのがお悩みだと思うのですが、そういうことも含めた支援というか考えは、それも相談に乗ってこれからされるのでしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 28年9月に実施した高齢者の日常生活及び社会参加意識に関する調査の中で高齢者の方が一番お困りの部分は、除雪サービス、買い物サービス、移動に関するものの三つが、パーセンテージがとても高かったと記憶しています。

空き家も実際にケアマネージャーが対応する部分で見聞きしていることでいくと、自分がまだ元気だとしても亡くなった後、子どもが斜里にいないなど相談を受けることがあるので、今後、空き家の財産についてはケアマネージャーも直接関与はできないところもありますが、保健福祉課としては将来よりも今をどうするかが現実の課題と認識しています。空き家の対応については、他の課とも含めて今後協議したいと思います。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 私の説明が悪かったかもしれませんが、噛み合わないところがあるのでもう少しこれについては研究して原課に行って相談したいと思います。

細くなるのですが、68ページに命のバトン事業とあります。前は斜里の町の中で浸透性が高かった。やり始めた頃は覚えていた方がいらっしやって、冷蔵庫の中に自分のデータをきちんと把握することによって救急搬送の場に役立つ。なぜ知っているかという、自分でも地域の民生委員の方からもらっている。

ところが、それを家族や店の者に説明したらわかっていない、そういうのがあったのかということがあったので、今一度こういった事業を展開して、こういうことでお年寄りを守っているといったような啓蒙をすることについての考えはどうでしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 こちらについては、民生委員児童員協議会が中心的に進めている事業となっています。町で随時今後も紹介したいと思っておりますし、こちらは一人暮らしの高齢者ということでうたっていますが、必要に応じて高齢者の夫婦世帯など、民生委員それぞれの立場で地域を見ながら支援をしなければいけない方にも配布している部分では、今の

ご意見を協議会にも反映したいと考えています。

●木村議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 34ページの下段の②の32年度に新規事業の開設、定員29名を見込んでいるとあるのですが、結構な人数ですが具体的に目処があるというか事業者は契約にのっっているのですか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 町でも医療のベッドの縮小などがあり得ると踏まえていて、そういう方が地域の自宅に戻っても生活ができない部分で、小規模多機能のサービスも踏まえながら受け皿的に確保したいと考えて、定員を29名としています。

新たな事業所の見込みについては、現在どこの事業所などそういう計画では打ち合わせもなにもしていない白紙の状態だとの理解でお願いいたします。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 開設を見込んでいると書いてあるので具体的な話かと思っただけですが、希望的な話ですか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 町内事業所、もしくは町外まで広げるかどうかはまだないのですが、計画上はそういうニーズが増えてくるのは間違いないと考えていますので、計画の中に保険料の推計に必要なだということで盛り込ませていただいています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 わかりました。86ページのマンパワー、大変厳しい状況で計画を組むのだろうと思います。実際にいろいろ事業を起こしても人が来ないと勝負にならないのだろうが、今どこでも外国人に研修をさせて事業所というか仕組みを作ろうというところもあるのですが、前段の懇談会などありましたが、そこではそういう話はあまり出なかったのですか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 外国人の活用は、協議会では具体的なものは挙がっていないのですが、ただ、高齢者介護サービス事業所連絡協議会では特に特養など大きな施設については、慢性的な人材不足で技能実習生やEPAの国同士の部分に関心を持っているところまでです。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでありますので、以上をもちまして、第7期斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画〔斜里町地域包括ケア計画〕(案)の質疑を終了いたします。

以上で、本日の全員協議会を閉じます。

午後3時18分